

中間整理までの検討の経緯

●平成25年12月9日

- ・・・内閣総理大臣から消費者委員会に「不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について」の諮問

●平成25年12月17日

- ・・・消費者委員会の下部組織として、「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」を設置

●平成26年2月～

- ・・・原則として、専門調査会を本会議と合同開催する形で調査審議を開始
これまで6回開催し、事業者からのヒアリングや、既存の課徴金制度の運用状況等についてのヒアリングも実施しつつ、主に以下を審議
 - ・課徴金制度を導入することの必要性
 - ・導入する場合の趣旨・目的
 - ・対象事案、賦課金額の算定、裁量性の採否、課徴金の賦課手続について

- 今後、更に検討を深めるに当たって、各論点に関する検討状況を中間的に整理
(被害回復の在り方については、要件・手続等の検討後に別途議論)

「景品表示法上の課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方」に関する中間整理（概要）

論点等

委員の意見

（○はおおむね意見が一致、●は意見の一致には至らなかったもの）

①景品表示法に課徴金制度を導入することの必要性	→	○ 制度導入の必要性が高い
②課徴金制度を導入する場合における制度の趣旨・目的	→	○ 主目的は違反行為の抑止
③対象事案	(1)対象行為	○ 優良誤認表示・有利誤認表示を対象とする ○ 指定告示に係る表示は対象としない ● 不実証広告規制に係る表示は積極的に否定する意見はなかったが、引き続き検討
	(2)主観的要素	● 比較的多く見られたのは、主観的要素は必要であると考えつつ、不当表示がなされた場合は原則として主観的要素を充たすものとして、立証責任を転換するという折衷的な意見
	(3)規模基準	○ 一定の裾切りは必要である
	(4)除斥期間	○ 一定の合理的期間を設けるべき
④賦課金額の算定	(1)基本的な考え方	○ 個別にではなく一律に定めるべき
	(2)加算措置、減算・減免措置	○ 加算措置については、設けるか否かは今後の議論の余地を残したが、減算・減免措置については、設ける方向で検討してよいのではないか
	(3)対象期間	○ 一定の合理的期間に限定すべき
⑤裁量性の採否	→	○ 採用には慎重であるべき
⑥課徴金の賦課手続	→	○ 現行法における措置命令に係る手続と同様の手続に則って行われればよいのではないか

今後、被害回復の在り方やさらなる検討が必要と考えられる論点について、引き続き調査審議